## ○南種子町宇宙留学制度実施要綱

令和2年12月25日教育委員会告示第7号

南種子町宇宙留学制度実施要綱

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 里親留学 (第5条-第10条)

第3章 家族留学 (第11条—第14条)

第4章 親戚留学 (第15条—第17条)

第5章 補則 (第18条・第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 南種子町宇宙留学制度(以下「宇宙留学制度」という。)は、南種子町内の小・中学校に転学等を希望する児童生徒(以下「留学生」という。)に対し、各実行委員会などの協力を得て受入れを実施し、南種子町の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(応募基準及び決定)

- 第2条 宇宙留学制度の応募基準は、次のとおりとする。
  - (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童生徒
  - (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童生徒
  - (3) 宇宙に拓ける種子島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童生徒
- 2 留学生の決定は、原則として「宇宙留学申込書」(様式1)の先着順とする。ただし、応募児童生徒の健康状態、受入れ校の状況など総合的に勘案して、南種子町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を経て、南種子町宇宙留学連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)が決定する。

(留学の期間)

第3条 留学の期間は、原則として1年間とする。

(履行事項)

- 第4条 決定を受けた留学生及び実親は、次の事項を履行しなければならない。
  - (1) 留学生は転学する校区内に住民登録すること。
  - (2) 留学生は健康保険証を持参すること。
  - (3) 実親は宇宙留学に関する契約書の締結を行うこと。

第2章 里親留学

(里親留学の対象者)

- 第5条 里親留学は、留学時に小学校2年生から中学校3年生までの児童生徒とする。 (里親の委嘱と義務)
- 第6条 留学生を町内で受け入れる者(以下「里親」という。)は、宇宙留学生を理解し、留学生を家庭的で健やかに養育できる環境を保持できる家庭の中から、連絡協議会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。
- 2 里親は、実親とよく連携を図り、留学生を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。また、実施要綱や契約条項の履行を継続し難い事由が生じた時は、里親を辞退しなければならない。

- 3 留学生の受入れは、1家庭、原則2人までとする。 (里親留学の経費)
- 第7条 里親留学に係る里親への委託料は、一人あたり月額8万円とする。その内訳は、実親 負担金4万円、町助成金4万円とする。また、それぞれ委託料は、連絡協議会から毎月末日 までに里親口座に入金する。
- 2 実親が負担する留学期間1月未満の委託料は、16日以上は1月とし、16日未満は、1,400 円に日数を乗じた額とする。
- 3 里親留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、 衣料費、通信費、遠足経費、旅行費、スポーツ少年団活動費、宇宙留学諸活動に係る一部負 担金及びその他児童生徒にかかるものは、実親が負担しなければならない。
- 4 長期休業中における昼食代については、実親は1日400円を里親に支払うものとする。
- 5 実親は、4月分から翌年2月分までの委託料を、毎月前月末までに連絡協議会へ支払う。 3月分及び長期休業中の委託料・昼食代等の精算については連絡協議会から実親へ請求を行い2月中に支払う。連絡協議会は、支払内容を確認の上、長期休業中の委託料・昼食代等を 3月中に里親口座へ入金する。

(事故発生時の処置)

- 第8条 留学生に、病気又は何らかの事故があった場合は、その実情に応じ、里親が適切な処置を行う。
- 2 里親は、実親へ速やかに事故等の内容を報告し、指示を受けると共に、実行委員会に経過を報告するものとする。また、必要に応じ、実行委員会及び連絡協議会が所要の対応を行うものとする。

(留学生の帰省等)

第9条 留学生が、長期休業中に滞在しようとする場合は、実親と里親が協議し決定しなければならない。

(持参品)

- 第10条 留学生は、寝具等の日常生活に必要な持参品について、里親と協議し持参すること。
- 2 留学生は、携帯電話、パソコン、スマートフォン等(ゲーム機を含む。)を里親宅に持ち込んではならない。

第3章 家族留学

(家族留学の対象者)

第11条 家族留学は、留学時に小学校1年生から中学校3年生で、連絡協議会が指定する住宅に家族で転居する児童生徒とする。

(家族留学保護者の転入)

- 第12条 留学生と同居する保護者は、転学する校区内に住民登録しなければならない。 (PTA活動及び公民館活動への参加)
- 第13条 家族留学で転入する家庭は、PTA活動及び公民館活動へ積極的に参加しなければならない。

(家族留学の経費等)

- 第14条 連絡協議会は、家族留学生1人につき、南種子町助成金4万円を毎月末日までに保護者口座〜振り込むものとする。
- 2 南種子町は、留学生及びその家族が使用する公共住宅にガスコンロ、エアコン、冷蔵庫、 テレビ、洗濯機を各1台準備する。ただし、連絡協議会が民間住宅を指定した場合には、そ

の所有者が準備する。

- 3 寝具、車等、日常生活に必要なものは、住宅を使用する家族が準備する。
- 4 家族留学における家賃、家電使用料及びその他児童生徒にかかるものは、実親が負担する。 第4章 親戚留学

(親戚留学の対象者)

第15条 親戚留学は、留学時に小学校1年生から中学校3年生で、南種子町内に居住する3親 等以内の親戚(以下「親戚里親」という。)のもとで留学する児童生徒とする。

(親戚留学の経費等)

- 第16条 連絡協議会は、留学生1人につき、南種子町助成金4万円を毎月末日までに親戚里親 口座〜振り込むものとする。
- 2 親戚留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、 衣料費、通信費、遠足経費、旅行費、スポーツ少年団活動費、宇宙留学諸活動にかかる一部 負担金及びその他児童にかかるものは、実親が負担しなければならない。 (準用)
- 第17条 第6条,第8条及び第10条の規定は、親戚留学の場合に準用する。この場合において、「町内で受け入れる者」及び「里親」とあるのは「親戚里親」と読み替えるものとする。 第5章 補則

(契約の解約)

- 第18条 次の事項に該当する場合は、実行委員会の立会いの上で、契約を解約することができる。
  - (1) 児童生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
  - (2) 第7条に規定する負担金及びその他納付金の不納及び契約違反が生じたとき。
  - (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき。
  - (4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき。
  - (5) その他、連絡協議会が留学継続不能と認めたとき。

(その他)

第19条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、関係者協議の上、定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
  - (南種子町宇宙留学制度里親留学実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 南種子町宇宙留学制度里親留学実施要綱(平成30年7月31日教育委員会告示第2号)
  - (2) 南種子町宇宙留学制度家族留学実施要綱(平成30年7月31日教育委員会告示第3号)
  - (3) 南種子町宇宙留学制度親戚留学実施要綱(平成30年7月31日教育委員会告示第4号)